

保険料の通知を送ります

国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険

国民健康保険

令和8年度の国民健康保険料納入通知書を、7月上旬に世帯主の方へ送付します。国民健康保険料は皆さんが安心して医療にかかるための貴重な財源です。期限内に必ず納付するようにご協力ください。

□納付書や口座振替での納付(普通徴収)の方

7月から翌年の2月まで8回に分けて納付してください。納期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分を受ける場合があります。

□年金からの納付(特別徴収)の方

次の全てに該当する方

- 世帯主が国保の加入者
- 国保の加入者全員が65歳以上75歳未満
- 世帯主が受給する年金の年額が18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えない

※該当しない方は、今までどおり納付書や口座振替での納付になります(普通徴収)。

※令和8年度中に世帯主の方が75歳到達により後期高齢者医療制度へ

移行する場合は、普通徴収での納付になります。

□特別徴収から口座振替への変更

特別徴収該当の方も口座振替による納付を選択できます。詳細は、送付する納入通知書に同封のお知らせをご覧ください。

□非自発的失業者の方は保険料の軽減手続を

次の条件全てに該当する方

- 離職日時点で65歳未満の方
- ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給

資格通知」の離職理由が次の番号の方

11・12・21・22・23・31・32・33・34

※詳細は下記へ

□スマートフォンアプリで納付できます。

●対象アプリ ※納付方法はQRコードから モバイルレジ・PayPay・au PAY・d払い・J-Coin Pay・

楽天ペイ・Fami Pay

▶保険年金課 ☎

042-460-9822

市 ☎



介護保険

65歳以上の方(第1号被保険者)の令和8年度介護保険料納入通知書を7月中旬に発送します。介護保険は高齢者の暮らしを社会全体で支える仕組みです。介護が必要になったときに、安心して介護サービスを利用するために、介護保険料の納付にご協力ください。令和8年度も、第1段階から第3段階までの方の保険料額については、公費による負担軽減を図っています。なお、令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保証額が変更となりましたが、

介護保険制度の安定運営のため、令和8年度の介護保険料の算定においては変更前の算定方法となります(合計所得金額が前年度と変わらなければ令和7年度と同額の保険料)。

□年金からの納付(特別徴収)の方や口座振替での納付の方

明るい黄緑色(もえぎ色)の封筒でお送りします。決定した保険料額を、年金または口座から引き落とします。

□納付書での納付(普通徴収)の方

青色の封筒でお送りします。7月から翌年2月までの8回に分けて納

付してください。納付書裏面に記載の金融機関およびコンビニでの納付のほか、ペイジー、スマホ決済アプリによる納付が可能です。 ※口座振替依頼書を同封しています。

□10月から特別徴収が始まる方

青色の封筒でお送りします。年間保険料額の2分の1相当額を納付書で納付し(7・8・9月の3期)、残りを10・12・翌年2月に年金から引き落とします。 ※口座振替依頼書は同封していません。

□シルバーパスの所得確認書類に

この納入通知書は、70歳以上の方のシルバーパス購入の際、所得確認書類として活用できる場合がありますので、大切に保管しておいてください。なお、納入通知書は再発行できませんのでご注意ください。

□スマートフォンアプリで納付できます

●対象アプリ ※納付方法はQRコードから モバイルレジ・PayPay・au PAY・d払い・J-Coin Pay・

楽天ペイ・Fami Pay

▶高齢者支援課 ☎

042-420-2814

市 ☎



後期高齢者医療保険

後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。

後期高齢者医療保険料は、皆さんが安心して医療にかかるために必要な当該医療制度の運営のための財源です。期限内の納付をお願いします。

令和8年度の保険料は、医療分(均等割額5万3,300円、所得割率9.88%)と子ども・子育て支援金分(均等割額1,300円、所得割率0.26%)を合計した額となり、保険料の賦課限度額は医療分が85万円、子ども・子育て支援金分は2万1,000円となります。

□年金からの納付(特別徴収)の方

前年度から引き続き特別徴収の方は、決定した保険料額から仮徴収(4・6・8月納付分)額を差し引いた金額を本徴収(10・12・翌年2月納付分)として年金から引き落とします。

□10月から特別徴収が始まる方

決定した保険料額の2分の1相当額を納付書で納付し(7・8・9月の3期)、残りを10・12・翌年2月に年金から引き落とします(詳細は、通知書の5ページをご覧ください)。

□特別徴収ではない方

納付書による納付の方は、7月から翌年2月までの8期分の納付書を同封していますので、各納期限までに金融機関などで納付してください。

口座振替による納付の方は、7月から翌年2月まで8回に分けて口座から引き落とします。

□令和8年2月1日以降に後期高齢者医療制度に加入した方および所得を更正した方

令和7年度分または所得を更正した年度分の保険料として、後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付し

ます。納期限は7月31日です。令和8年度の保険料と併せて納付してください。

☎ ●制度について…東京いきいきネット ☎

●東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター

☎ 0570-086-519 (IP電話の方は ☎ 03-3222-4496)

▶保険年金課 ☎

042-460-9823

共通事項

▶口座振替をご希望の方

口座振替依頼書が同封されていた方は、金融機関などでお申し込みください。手続には時間が掛かりますので、納期ごとの申込期限をご確認ください。詳細は、同封のご案内をご覧ください。

▶保険料の控除

納付した保険料は、確定申告などで所得税や住民税を計算する際に、社会保険料として控除の対象となります。

傍聴

審議会など

■文化財保護審議会

時 7月8日(水)午後6時

場 田無第二庁舎3階

内 市の文化財保護

定 5人

▶地域学習推進課 ☎

042-420-2832

■スポーツ推進審議会

時 7月8日(水)午後6時30分

場 田無第二庁舎5階

内 スポーツ振興事業^{ほか}

定 5人

▶スポーツ振興課 ☎

042-420-2818

■環境審議会

時 7月13日(月)午後5時

場 田無庁舎3階

内 環境審議会の運営方法^{ほか}

定 5人

▶環境政策課 ☎ 042-438-4042

■地域自立支援協議会計画策定部会

時 7月15日(水)午後2時

場 イングビル

内 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定^{ほか}

定 5人

▶障害福祉課 ☎

042-420-2804

■子ども・若者審議会評価・検証専門部会

時 7月23日(木)午前9時30分

場 田無庁舎2階

内 評価・検証の仕組み^{ほか}

定 5人

▶子ども若者応援課 ☎

042-460-9841

■下水道審議会

時 7月23日(木)午後2時

場 保谷東分庁舎

内 経営改善のあり方の方向性の検討

定 3人

▶下水道課 ☎

042-438-4058

SNSでも市の情報を
発信しています!

LINE



X



Facebook



YouTube

